平成２３年（フ）第３３６号
茨城県筑西市神分771番地１
債務者　関　　大輔
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４１４号
埼玉県大里郡寄居町大字富田4077番地22
債務者　舟山　信明
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１３８４号
千葉県八千代市八千代台西８丁目28番３号　コーポトキタ102号
債務者　増満　由香
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３３号
東京都品川区東中延１丁目10番６号　キャッスル廣瀬荏原202
債務者　渡邉　　厚
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５７号
千葉県安房郡鋸南町保田2934番地
債務者　早川　恭央
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第５８号
千葉県鴨川市江見内遠野114番地５
債務者　中村　光夫
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第６０号
千葉県館山市船形1286番地の１
債務者　鈴木　　浩
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第６１号
千葉県館山市館山989番地の１
債務者　鈴木　義隆
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第６９号
福井県越前市横市町第24号14番地の３
債務者　山田志津子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７０号
福井県越前市横市町第24号14番地の３
債務者　山田　和代
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
福井市志比口２丁目４番22号　セゾンＹ＆Ｋ201
債務者　小松　　謙
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
福井県あわら市田中々第30号４番地１
債務者　松井とき江
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
福井県大野市東山第５号20番地
債務者　下　　要吉
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
福井市手寄２丁目４番23号、旧住所千葉県習志野市藤崎２丁目16番２号　崎コーポ103号
債務者　塚本　恭史
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４００号
福井市文京７丁目20番17号　アットホーム202
債務者　岩佐　隆夫
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
福井県あわら市井江葭第26号７番地３　雇用促進住宅１―306、旧住所福井県あわら市上番第40号１番地13
債務者　松川　貴裕
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６０６号
岐阜市柳森町１丁目47番地第１辻ビル407号室
債務者　橋原　朋見
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６１６号
岐阜市東鶉２丁目13番地１
債務者　岡本　良徳
1　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
岐阜地方裁判所